

令和4年7月22日

オミクロン株による感染が主流の間の感染症患者等の取扱い

静岡県では、オミクロン株による感染が主流である間は、以下のとおり取り扱うこととする。

1 感染症患者等（検査陽性者）

- ・新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合を含む）は、**原則としてオミクロン株の患者**であるものとして取り扱う。
- ・検査陽性者は他の検査陽性者と同室としても差し支えない。
- ・陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要なし
- ・**退院基準・療養解除基準は、ワクチン接種の有無にかかわらず、原則、従来のデルタ株等と同様に取り扱う。**（無症状病原体保有者は10日間から7日間に短縮）

有症状者	【人工呼吸器等による治療を行わなかった場合】 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 等 【人工呼吸器等による治療を行った場合】 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 等
無症状者	発症日から7日間経過した場合 等

※無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合の発症日は、陽性確定に係る検体採取日

2 濃厚接触者

- ・検査陽性者の濃厚接触者は、原則として、オミクロン株の患者の濃厚接触者として取り扱う。
- ・一般事業所については、自主的な感染対策の徹底により二次感染率は低く、一律に濃厚接触者を特定し行動制限を実施した場合、従事者の不足等社会経済活動への影響が大きいため、**原則として濃厚接触者の特定等を行わない。**
- ・オミクロン株の濃厚接触者として取り扱われる者の待機期間は、**原則として最終接触日（陽性者との接触等）から5日間**
- ・同居者が感染したため濃厚接触者となった場合、業種等を問わず、**2,3日目の2回、抗原定性検査で陰性を確認できれば、3日目の陰性確認後から待機解除**
- ・医療、介護、保育等の従事者は、毎日の検査で陰性確認等の要件のもと医療に従事可

	感染者と最後に接触した日からの日数（最終接触日は0日）		
	0～2日	3～5日	6日～
医療、介護、保育等の従事者	待機解除（条件付） 毎日の検査で陰性確認	待機解除（条件付） 2,3日目の抗原定性検査で陰性確認（※）	待機解除
その他	待機		

※ 医療機関が自院でPCR検査・抗原定量検査を実施する場合は、3日目の陰性確認でも可

もしもあなたがコロナになったら

- ① かな？と思ったら
医療機関を受診してください。

まずは、かかりつけ医又は発熱等診療医療機関※1へ電話してから受診してください。



- ② 医師の診察を受けます。



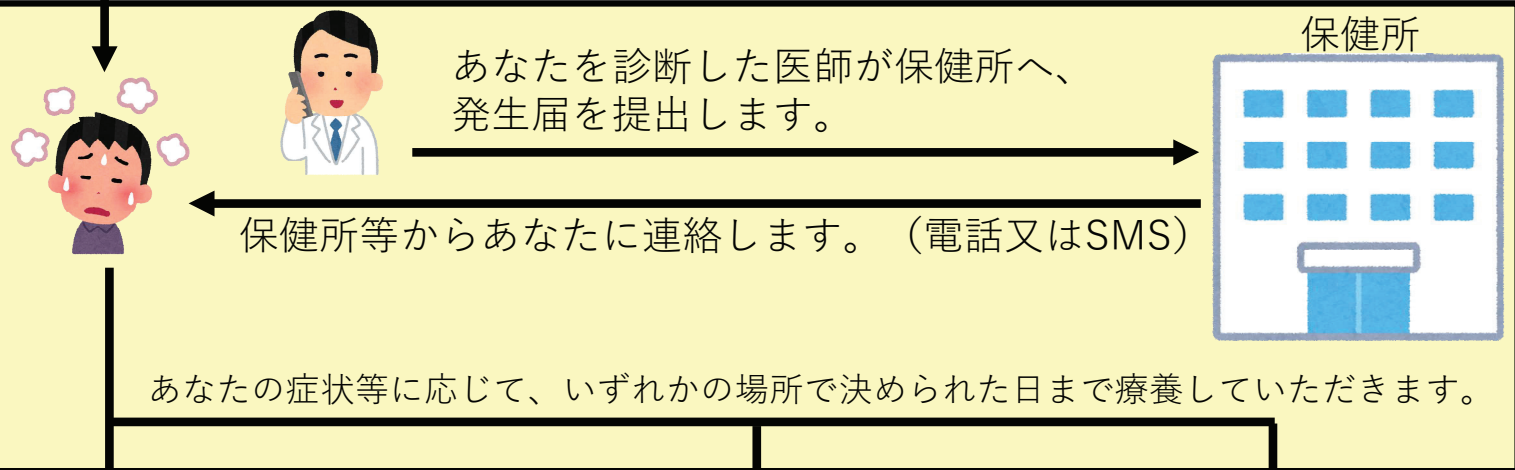
医師の判断で行った検査費用は公費で負担するので、お金はかかりません※2。

※2 検査費用以外（初診料等）は自己負担あり

- ③ 陽性と診断されます。



陽性か陰性か確定させるには、医師の診断が必要です。市販の検査キットで陽性になった場合や、陽性でなくても症状がある場合は、必ず電話してから医療機関を受診してください。



自宅療養

原則

自宅で療養します。
健康観察のため保健所や医療機関から連絡します。
要件を満たす場合は食料品等を支援します。

宿泊療養

県が確保した宿泊施設で療養します。常駐の看護師により毎日健康観察を行います。毎日3食支給されます。（お金はかかりません）

入院

症状が重い場合や重症化リスクが高い場合は、県が指定する病院へ入院し、治療を受けます。

療養終了

国が定めた基準（発症日から原則10日間）を満たし、他者に感染させるおそれなくなると判断される場合、療養終了となります。
療養終了後も症状が続く場合は、かかりつけ医やお近くの医療機関に御相談ください。

※1 発熱等診療医療機関は、県ホームページで確認するか、発熱等受診相談センターへお問い合わせください。

静岡市にお住まいの方：054-249-2221

浜松市にお住まいの方：0120-368-567

上記以外の市町にお住まいの方：050-5371-0561



よくある質問～もしもあなたがコロナになったら編～

Q. 市販の簡易検査キットで陽性となりました。どうしたらよいですか？

A. かかりつけ医又は発熱等診療医療機関を必ず受診してください。受診する際は事前に医療機関に電話し、市販の簡易検査キットで陽性となったことを伝えてください。かかりつけ医がないなど、受診先にお困りの場合は、発熱等受診相談センターにお問い合わせください。対応可能な医療機関（発熱等診療医療機関）を紹介します。

Q. 医療機関で検査して陰性だった場合に、費用負担はありますか。

A. 医師が患者の診療のため必要と判断して検査を行った場合は、結果が陰性でも、新型コロナの検査に係る費用（検査料、判断料）の自己負担分は公費で負担しますので、お金はかかりません。ただし、検査前に発生する初診料などは自己負担があります。

Q. 自宅療養と言われたのですが、入院やホテル療養はできないのでしょうか？

A. 無症状や軽症で基礎疾患や重症化リスクのない人には、自宅療養をお願いしています。同居家族に重症化リスクの高い人がいて隔離が難しいなどの理由で自宅療養が難しい場合は、保健所に御相談ください。

Q. 自宅療養中の食料調達はどうしたらよいのでしょうか？

A. 自宅療養者のうち、家族や親族等から支援を受けられない等の理由で、物資の提供が必要な方には、静岡県から5日分の食料品等をお送りしていますので、保健所にお問い合わせください。また、市町によっては、独自に自宅療養者への食料品等の配布を行っている場合もあります。お住まいの市町にお問い合わせください。

Q. 自宅療養期間が終了するときに、再度検査をしてもらえるのでしょうか？

A. 自宅療養の終了は、国が定めた基準を満たした場合に保健所が決定します。定められた期間療養していただいた場合は、他者に感染させる心配はありませんので、終了する際に再度検査をすることはありません。なお、職場等で勤務を再開する際に、職場等に証明を提出する必要がないことを厚生労働省が示しています。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。

https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html

静岡県 コロナ よくある質問



もしもあなたが濃厚接触者になったら

①保健所がコロナに感染された方から行動歴を聞き取り、濃厚接触者を特定します。（保健所が特定するのは、原則、同居家族のみ）

②陽性者などを介して濃厚接触者に連絡があります。

学校等で感染者が発生した場合、学校等が濃厚接触者を特定し連絡する場合があります。



周囲で陽性者が発生し、ご自身の体調が優れない場合は、保健所からの連絡を待たず、かかりつけ医等に御相談してください。

③定められた期間、自宅待機します。



陽性者と最後に接触した翌日から**原則 5 日間、自宅待機**をお願いします。なお、**2,3日目の 2 回、抗原定性検査で陰性を確認した場合は、3日目の陰性確認後から外出できます。**

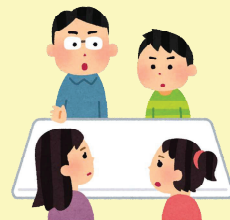
☆濃厚接触者への検査の実施

濃厚接触者に対する検査は、**保健所が必要と判断した場合のみ行います**。検査で一度陰性が確認された場合でもその後陽性になる場合もあるため、陽性者と最後に接触した翌日から**原則 5 日間は不要不急の外出を控える**ようお願いします。

☆家庭内での過ごし方

- ・なるべく個室で、食事は別
- ・個室内以外の場面ではマスクを
- ・洗面・風呂は最後

仮に感染していても、家族への感染を防げるような対策を。



☆自宅待機中に具合が悪くなったら

- ・かかりつけ医等に御相談してください。
- ・発熱等診療医療機関※を受診する際は必ず事前に電話で、濃厚接触者であることと、現在の症状を伝えてください。



自宅待機期間終了

5 日間が経過すれば(又は2,3日目に抗原定性検査で陰性を確認できれば)、自宅待機期間終了となります。職場復帰等にあたり、保健所等への連絡は不要です。

※発熱等診療医療機関は、県ホームページで確認するか、発熱等受診相談センターへお問い合わせください。

静岡市にお住まいの方：054-249-2221

浜松市にお住まいの方：0120-368-567

上記以外の市町にお住まいの方：050-5371-0561



よくある質問～もしもあなたが濃厚接触者になったら編～

Q. 濃厚接触者の該当基準や定義はありますか？

A. 濃厚接触者の基準に該当する方は、**陽性者の発症2日前から適切な感染予防策をとって他者と生活を分離するまでの間に、①陽性者と同居していた人、②1メートル程度の距離で必要な感染予防策（マスク着用等）をとらずに陽性者と15分以上接触した人、③密な環境で長時間陽性者と接触した人**などですが、個別の状況により感染の可能性は大きく異なります。

現在の感染状況や濃厚接触者として隔離した場合の感染拡大防止効果等を踏まえ、**保健所の調査を重点化しており、保健所が濃厚接触者として特定する方は原則、感染者の同居家族のみ**です。

（学校や保育園等では、特定を学校や保育園等が実施する場合があります。）

Q. 2,3日目に陰性が確認できれば、待機期間が解除されるとのことですが、検査はどのように受けたらいいですか？また、注意点はありますか？

A. **薬局で市販されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使って、ご自身で検査**を行って下さい。（費用は自己負担（会社で行う場合は会社負担）

検査結果が陰性の際は、**保健所への待機解除の確認は不要**です。

検査結果が陰性でもその後に発症する場合がありますので、7日間を経過するまでは、①検温など健康状態の確認、②外出時はマスク着用、③高齢者など重症化リスクの高い方との接触等は避ける、④感染リスクの高い場所の利用や会食等は避ける、などの感染対策をお願いします。

なお、薬局で購入する際には予め電話やインターネットなどで確認してください。

Q. 濃厚接触者は不要不急の外出を控えるよう言われましたが、食料品等生活必需品の買い出しには行ってよいのでしょうか？

A. **周囲にお願いできる方がいない場合は、食料品の買い出しなどの生活に必要な外出はかまいません。**ただし、外出にあたっては、マスク着用や手指消毒などといった感染防止対策の徹底の他、混雑する場所や時間を避け、できるだけ短時間で、外出先は必要最小限とするようお願いします。

抗原定性検査キットの購入の場合も同様です。

Q. 濃厚接触者について、証明する書類と外出自粛期間を記載した書類はもらえますか？（会社に提出したい）

A. **濃厚接触者の自宅待機は、法律に基づく依頼・指導ではなく、国の通知に基づく「お願い」であるため、証明書は出せません。**

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。

https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html



<事業者の皆様へ>従業員等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された時は

1. すぐやること

- ❑ 感染が判明した者は『自宅待機』とします。（医療機関から発生届が提出された後、本人には保健所から連絡がいきます）
- ❑ 職場では、必要に応じて2・3に記載されている内容を実施してください。

2. 施設の消毒

消毒方法の詳細はこちら↓

感染者が使用した可能性のある①、②の消毒をお願いします。

①手で触れる共有部分

（ドアの取っ手やドアノブ、スイッチ、受話器等）



②トイレ（床、便器、便器の蓋、流水レバー、スイッチ等）



3. 接触者への対応等

オミクロン株の特徴を踏まえ、一般事業所は、自主的な感染対策の徹底により二次感染率は低いと考えられることなどから、原則として、**事業所での濃厚接触者の特定を行う必要はありません。**

感染者と接触があった人には、以下の点を周知してください。

- ・最終接触日から7日間は、高齢者など重症化リスクの高い方との接触、感染リスクの高い場所の利用、会食等は避ける
- ・症状が続く場合などには、医療機関を受診

※同居などの場合を除いて、感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありません。

事業所内で感染者が発生した場合の対応等の詳細は、県ホームページを御確認ください。

静岡県 事業所 感染者



よくある質問～もしも従業員がコロナになったら編～

Q. 会社の従業員のうち1人が感染者となりました。会社内では基本的な感染対策はとっていましたが、会社としてどのようなことに気をつけたらよいのでしょうか？

A. 感染者については、保健所が指示する時期まで療養が必要となります。
なお、濃厚接触者に特定されなかった場合でも、他の従業員の体調管理を徹底し、**体調不良時等には医療機関の受診を検討**するよう御案内ください。
感染者が触れた場所等を消毒する場合、市販の塩素系漂白剤の主成分である「次亜塩素酸ナトリウム」やアルコール消毒液が有効です。

Q. 新型コロナウイルスに感染した社員がいる場合、会社の消毒はどうしたらよいのでしょうか。消毒費用等の助成制度はありますか？

A. テーブルやドアノブなど多くの人が手を触れる場所は、市販の塩素系漂白剤を次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.05%になるよう薄めたもの（※）やアルコールで拭いてください。
（※原液濃度5%の塩素系漂白剤の場合：5ml（キャップ1杯）を水500mlで希釈）
消毒費用については、一般事業所への助成制度はありません。

Q. 会社の従業員のうち1人が濃厚接触者と特定されました。会社内に感染者はいませんが、どのようなことに気をつけたらよいのでしょうか？

A. **現時点で特別な対応は不要**です。引き続き一般的な感染予防対策を徹底し、**体調不良の従業員がいる場合には医療機関の受診を検討**するよう御案内ください。
なお、濃厚接触者に対する検査は保健所が必要と判断した場合のみ行います。

Q. 感染者の療養終了後の職場復帰にあたって、陰性証明などは必要ですか？

A. 国が定めた基準を満たして療養を終了した方については、他者に感染させる可能性がほぼないことから、**陰性証明は不要**です。
また、**職場復帰に際しての再検査や陰性証明を保健所が行うことはありません**。
医療機関の業務負担にもなっていますので、職場復帰にあたり、**従業員に検査や陰性証明を求めることがないようお願いします**。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。
https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html

静岡県 コロナ よくある質問

